



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年 2月13日金曜日 第2646号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	(健康増進課).....	74
指定自立支援医療機関の名称の変更.....	(").....	74
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(3件).....	(農地整備課).....	75
保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示.....	(森林整備課).....	75
道路の区域変更(一般国道317号).....	(東予地方局今治土木事務所).....	76
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課).....	76
道路の供用開始(県道奥浦白浦線).....	(南予地方局管理課).....	77
道路の区域変更(県道大洲保内線).....	(南予地方局大洲土木事務所).....	77
道路の供用開始(一般国道380号).....	(").....	77

公 告

広報紙の印刷及び配布業務の委託.....	(広報広聴課).....	77
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務の委託.....	(情報政策課).....	78

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局).....	80
------------------------------------	-----------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第142号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年 2月13日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
フロンティア薬局松山日赤北店	松山市道後樋又3番3号 村上ビル1F	株式会社フロンティア	精神通院医療(薬局)	平成27年2月1日
アイン薬局松山平和通店	松山市平和通一丁目5番地23	株式会社アインファーマシーズ	精神通院医療(薬局)	平成27年2月1日
アリア調剤薬局東石井店	松山市東石井5丁目7番24号 1階	株式会社A r i a	精神通院医療(薬局)	平成27年2月18日
かいてき調剤薬局日赤前店	松山市平和通一丁目4番地14	有限会社アメニティ・ライフ・エイド	精神通院医療(薬局)	平成27年2月1日
コスモ薬局日赤店	松山市平和通一丁目6番地12 1階	有限会社コスモフィールド	精神通院医療(薬局)	平成27年2月1日
番町調剤薬局	松山市六軒家町4番16号	有限会社番町調剤薬局	精神通院医療(薬局)	平成27年2月12日

○愛媛県告示第143号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成27年 2月13日

愛媛県知事 中村時広

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人園田医院	そのだ心療内科	平成27年 1月 8日

メディコ21東大洲調剤薬局	レデイ薬局とみす店	平成27年 2月 1日
---------------	-----------	-------------

○愛媛県告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、喜多郡内子町五十崎、重松、大瀬中央、大瀬東及び五百木地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成27年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・内子地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年 2月16日から 3月13日まで
- 縦覧場所
内子町役場内子分庁

○愛媛県告示第145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、喜多郡内子町大瀬東地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成27年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・内子地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年 2月16日から 3月13日まで
- 縦覧場所
内子町役場内子分庁

○愛媛県告示第146号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、喜多郡内子町五百木地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成27年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・内子地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年 2月16日から 3月13日まで
- 縦覧場所
内子町役場内子分庁

○愛媛県告示第147号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成26年10月愛媛県告示第1142号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容

を今治市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙244	田 鍋 サ ヲ	森林所有者
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙247	越智郡玉川町大字龍岡上丙12番地 田 鍋 富 夫	"
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙252、字ヒロセ丙283、丙290、字イマガナル丙295、字イノコ谷丁439の5	門 田 嘉 太 郎	"
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙254、字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295、字イノコ谷丁439の5	田 鍋 芳 太 郎	"
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙255	今治市日吉甲382番地 1 田 鍋 積	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙261	正 岡 七 五 郎	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙263、丙279、字岩門丁427の19	北条市才之原甲95番地 井 門 淳	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙266、字ウトウ谷丁443の1、丁443の10	西条市高田916番地 亡田鍋三千年相続財産	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙276、丙290、字イマガナル丙295、字イノコ谷丁439の5、字下谷丁454の18	稲 田 喜 太 郎	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙277、丙290、字イマガナル丙295	正 岡 平 太	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙282	今治日吉甲382番地 1 田 鍋 積	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙284、字鳥ヶ谷丁447の14、字下谷丁454の19	越智郡玉川町大字龍岡上丙18番地 門 田 良 雄	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙285	越智郡玉川町大字龍岡上丙12番地 田 鍋 春 樹	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295、字イノコ谷丁439の5	田鍋柳作、田鍋滝治、正岡鹿次、田鍋與平、門田佐太郎、稲田弥平、田鍋喜総次、門田勝治	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295	門 田 儀 平	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295、字イノコ谷丁439の5	正岡作造、田鍋萬造、田鍋重太郎	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295、字岩門丁428の1、丁428の2、字イノコ谷丁439の5	稲 田 長 吉	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295、字イノコ谷丁439の5	稲 田 伴 治	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295、字イノコ谷丁439の5	田鍋勿平、田鍋八太郎、田鍋駒太郎、田鍋喜総太、田鍋甚作	"
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295	稲 田 兼 次	"

今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295、字イノコ谷丁439の5	稲田芳平、田鍋芳造、田鍋清作、門岡岩吉、田鍋沖治	〃
〃	西伯方村大字伊方 廣瀬 サゴ	〃
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙290、字イマガナル丙295	稲田チカ	〃
今治市玉川町龍岡上字藤ヶ峯丁210、字下谷丁454の20	東京都世田谷区大原一丁目36番11号 平尾雅子	〃
今治市玉川町龍岡上字岩門丁426の14	今治市大字別宮 稲田兼連	〃
今治市玉川町龍岡上字岩門丁426の16	田鍋仲治	〃
今治市玉川町龍岡上字岩門丁427の7	越智郡玉川町大字龍岡上丙18番地 田鍋貞一	〃
今治市玉川町龍岡上字岩門丁427の7、丁427の10	越智郡玉川町大字龍岡上乙24番地 山本章	〃
今治市玉川町龍岡上字岩門丁428の1	稲田イツヨ	〃
今治市玉川町龍岡上字岩門丁428の2	田鍋政一	〃
今治市玉川町龍岡上字岩門丁430	今治市鳥生817番地1 田鍋富夫	〃
今治市玉川町龍岡上字岩門丁433の21	今治市鳥生1238番地 田窪一	〃
今治市玉川町龍岡上字ヤゲン谷丁435の4	今治市日吉甲114番地5 越智希	〃
今治市玉川町龍岡上字ヤゲン谷丁435の18	田鍋シカ	〃
今治市玉川町龍岡上字ヤゲン谷丁435の19	今治市別宮町381番地 井上正一	〃
今治市玉川町龍岡上字大平谷丁436の2	今治市本町208番戸 梶田博 梶田富子	〃
今治市玉川町龍岡上字大平谷丁436の6、丁436の8	今治市本町三丁目2番地17 川上テル代	〃
今治市玉川町龍岡上字ウシガ谷丁438の9	越智郡玉川町大字龍岡上甲12番地 別府幸男 別府公忠	〃
今治市玉川町龍岡上字ウシガ谷丁438の11、丁438の20	松山市鴨川一丁目2番1号 山本康久	〃
今治市玉川町龍岡上字イノコ谷丁439の5	鴨部村大字畑寺 渡部文次郎	〃

〃	正岡武平次 稲田菊次	〃
今治市玉川町龍岡上字フキヶ谷丁441の2	稲田辰治	〃
今治市玉川町龍岡上字高橋谷丁445の1	今治市日吉甲1099番地19 田鍋春樹	〃
今治市玉川町龍岡上字高橋谷丁445の2、丁445の5、丁445の9、字鳥ヶ谷丁446の37	今治市蔵敷291番地14 山本圭子	〃
今治市玉川町龍岡上字高橋谷丁445の19	越智郡玉川町大字龍岡上丙19番地 田鍋鶴男	〃
今治市玉川町龍岡上字鳥ヶ谷丁446の7	越智郡玉川町大字鈍川丙158番地 森茂之義 森久義	〃
今治市玉川町龍岡上字鳥ヶ谷丁446の12	今治市蔵敷1284番地 田鍋喜與治	〃
今治市玉川町龍岡上字鳥ヶ谷丁446の21、丁446の26	今治市蔵敷町二丁目12番地2 吉原美秀	〃
今治市玉川町龍岡上字鳥ヶ谷丁446の28	今治市蔵敷町二丁目13番地 吉原美秀	〃
今治市玉川町龍岡上字鳥ヶ谷丁446の36、字下谷丁454の16	田鍋貞吉	〃
今治市玉川町龍岡上字下谷丁454の20	和歌山市関戸336番地 平尾雄三	〃
〃	広島県豊田郡久友村沖友1510番地 川本武士	〃
今治市玉川町龍岡上字下谷丁454の23、丁454の26	東京都中野区中野駅前18番地 吉崎恵子	〃
今治市玉川町龍岡上字下谷丁454の24	今治市南宝来町一丁目5番地12 越智隆	〃

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月13日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	317号	今治市別宮町八丁目410番5から 同市別宮町八丁目412番1地先まで	旧	メートル 15.1～16.0	キロメートル 0.056	
			新	15.1～19.0	0.056	

○愛媛県告示第149号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 25) 第15453号	平成25年 11月14日	(商) 松山塗装	八塚 將武	松山市下伊台町乙107 - 1	平成27年 1月6日	とび・土工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 23) 第1628号	平成23年 9月22日	愛媛土建(株)	菅野 利夫	松山市真砂町7 - 4	平成27年 1月14日	土工事業 ほ装工業 水道施設工業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 21) 第9724号	平成22年 1月27日	(有) 徳若工業	徳若干代美	松山市来住町1176 - 1	平成27年 1月21日	建築工業 左官工業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	奥浦白浦線	宇和島市吉田町奥浦字中浦甲239番3から 同町奥浦字奥ノ谷甲388番6地先まで	平成27年 2月13日

○愛媛県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地5641番3から 同町平地5652番4まで	旧	メートル 4.8～8.0	キロメートル 0.044	
			新	6.0～28.0	0.044	
"	"	大洲市平野町平地乙928番4	旧	5.8～8.0	0.064	
			新	20.0～42.0	0.064	

○愛媛県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町日野川23番2から 同町日野川1610番3まで	平成27年 2月13日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

広報紙の印刷及び配布業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

広報紙の印刷及び新聞折り込み業務、一式

(3) 委託業務の内容等

仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結の日から平成28年 3月31日まで

(5) 委託業務に係る成果品の納入場所

仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、一部当たりの単価とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度の印刷及び新聞折り込み業務の実績を有し、委託業務について、適切に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部管理局広報広聴課広報係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2241

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出するか、又は平成27年3月25日（水）午前10時00分まで（必着）に(1)に掲げる場所に郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

ア (1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付期間

公告の日から平成27年3月13日（金）まで。ただし、執務時間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に限る。

(4) 開札の日時及び場所

平成27年3月25日（水）午後2時30分

愛媛県庁第二別館5階第7会議室

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵便等により提出すること。電送による提出は認め

ない。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 確認申請書の受領期限

平成27年3月13日（金）午後5時15分までに、3の(1)に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Printing a monthly newsletter and inserting it into newspapers, 1 set

(2) Time limit of tender: 2:30 p.m., 25 March 2015

(tenders submitted by mail: 10:00 a.m., 25 March 2015)

(3) For further information, please contact: Public Relations Section, Public Relations Division, Administration Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2241

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 2月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

庁内LANシステム運用管理・支援及び利用支援業務 一式

農業土木システム運用管理・支援及び利用支援業務 一式

土木システム運用管理・支援及び利用支援業務 一式

- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
- (7) この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続きにより紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札を行うものとする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合にあっては、次の掲げる場所へ、持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること。
愛媛県企画振興部管理局情報政策課行政情報グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 （089）912 2289
- (2) 入札書の受領期限
平成27年 3月20日（金）から平成27年 3月25日（水）午前 9 時59分までの電子入札システムによる当該入札案件受付時間中。（平日の午前 9 時から午後 5 時までをいう。）
- (3) 入札説明書の交付及び仕様書の閲覧方法
(1)に掲げる場所で交付又は閲覧する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成27年 3月25日（水）午前10時
愛媛県庁第二別館 5 階 高度情報化研修室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ア 確認申請書の提出場所及び提出方法
電子入札により提出すること。ただし、紙入札方式による場合にあっては、3の(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。
- イ 確認申請書の受領期間
平成27年 2月13日（金）から平成27年 3月12日（木）までの電子入札システムによる当該入札案件受付時間中（平日の午前 9 時から午後 5 時までをいう。）
- (4) 入札の無効
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Operation management・Use support service for Administrative Affairs Local Area Network , 1 set
Operation management・Use support service for Agricultural Engineering System , 1 set
Operation management・Use support service for Public Works System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 25 March 2015
- (3) For further information, please contact: Administrative Computerization Group, Information Technology Division, Administration Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2289

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1148

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 2月13日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第10（第3条関係） 級 別 職 務 区 分 表		別表第10（第3条関係） 級 別 職 務 区 分 表	
1 省略		1 省略	
2 公安職給料表級別職務区分表		2 公安職給料表級別職務区分表	
職務の 級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の 級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		省略	
5 級	課長補佐（5級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、外事対策室長補佐、航空隊長、警察署の課長、交番所長、師範、教官、課付、隊付若しくは署付 省略	5 級	課長補佐（5級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、外事対策室長補佐、航空隊長、警察署の課長、交番所長、師範、教官若しくは課付 省略
省略		省略	
3 ~ 8 省略		3 ~ 8 省略	

附 則

この規則は、平成27年 2月16日から施行する。